

## 安全・衛生管理・救護

### I 総則

#### 1. 第 21 回茨城県キャンポリーと安全

- (1) キャンポリー期間中、すべての参加者は、各自の健康に留意して、快適な野外生活を過ごすとともに、キャンポリー活動が心に残る思い出にするため、事故の発生防止に努める。
- (2) 参加スカウトは、一瞬の気のゆるみが事故に繋がることを自覚し、隊指導者の指示にしたがい、定められたルールを厳守する。
- (3) 隊指導者は、集散のための移動ならびにキャンポリー期間中をとおして安全の指導、安全対策について常に万全の配慮を払う。  
隊指導者は、参加スカウトの安全を常に優先することに心掛け、21IC 参加の手引き及び安全・危機管理ハンドブック(平成 30 年版 BS 茨城県連盟)を熟読し、安全の確保を習慣化させる。
- (4) 参加隊においては、通常の団野営とは異なることから、参加隊内での緊急連絡網を整えておかなければならぬ。

#### 2. 安全組織と業務

- (1) キャンポリー期間中の安全管理に関し、大会本部に安全・危機管理統括責任者、隊に安全・危機管理責任者、班に安全係を置き、安全に関する助言と指導・監督を行う。
- ① 安全・危機管理統括責任者(大会長)  
キャンポリー期間中全ての安全管理・危機管理に関する事項を統括する。
- ② 安全・危機管理責任者(指名された副長)  
キャンポリー期間中、隊における全ての安全管理・危機管理及び健康に関する事項を指導監督し、現場の安全管理を担当する。
- ③ 安全係(指名された班員(通常は次長))  
キャンポリー期間中、班内の安全管理・危機管理及び健康に関する事項を担当する。

### 3. 安全会議(連絡会議)

- (1) 安全会議(連絡会議)は、大会運営の安全確保・参加者の安全確保等のため、安全・危機管理統括責任者が召集して、毎日大会本部において開催する。
- (2) 安全会議(連絡会議)は、安全・危機管理統括責任者が議長となり、安全と健康の保持に関する全ての事項等を審議し決定する。
- (3) 安全会議(連絡会議)の構成は、安全・危機管理統括責任者、隊の安全・危機管理責任者、各部の安全・危機管理責任者、その他安全・危機管理統括責任者が必要と認めた者。

### II 野営生活

#### 1. 基 本

- (1) 「参加の手引き」の記載事項を遵守すること。
- (2) 正しい用具の知識と使用
  - ①野営生活のための用具の使用は、平素の訓練の成果を表わす良い機会であることを念頭において、正しい知識を持ち、常に正しく行う。 設営と撤営に際しては、特別の配慮を行う。
  - ②包丁・なた・のこぎり・斧・ナイフなど刃物等の使い方や格納について事前に十分に指導し安全管理を徹底する。 刃物類による怪我は楽しいキャンポリー活動の妨げになることを銘記する。
- (3) 樹木の伐採禁止  
キャンポリーの会場内にある樹木は一切伐採する事はできない。(ただし、プログラムとして行事部の許可を得たものについては除く)
- (4) 水及び土壤の保全
  - ①土壤の保護と水質保全のために、汚水などは 地中浸透や川沢への投棄は一切流さない。 如何なる廃棄物といえども、キャンポリーの会場内に埋蔵して処分することはできない。
  - ②水質保全のために、使用できる洗剤を、石けん、無リン性洗剤・バイオ洗剤に限定する。
  - ③会場内には、穴及び溝は掘ってはならない。 また、会場周辺の沢や川に立ち入ることは不可とする。

## 2. 日常生活

### (1) 原則

キャンポリー生活の基本は、参加スカウトの健康にある。

野営日課を尊守して、食事・睡眠・排泄・更衣・清潔などの基本事項を身につけ、快適な生活環境を保持すると共に、時間を厳守することによって楽しい思い出を残すことができるように努める。

### (2) 健康

スカウトの傷病の最終的な責任は、隊長にあることを認識する。また、十分な睡眠を確保するため、テントの寝床、寝袋等の乾燥や睡眠環境の整備に努める。

隊及び班においては、参加期間中を通じて、定時に健康調査を行う。

### (3) 生活習慣

洗顔、手洗い、手指の消毒、身体の清浄、着替えを励行させ、特に就寝時の衣類の着替えに留意する。

衣類・寝具の乾燥とテント内の乾燥を奨励する。

### (4) 食中毒の防止

①食材のうち、生肉、牛乳、鮮魚など腐敗しやすい物は、その日のうちに調理し翌日に持ち越さない。

②食材で、変色したり味の変わってしまった物は、直ちに隊指導者に届け出るとともにその指示によって廃棄等の対応をする。

③井戸水、生水を飲料水とするときは、煮沸させてから飲用する。

(5) 害虫・害獣への注意 キャンプ地では、蜂・蚊・アブ・ブヨ、蛇等による被害を防除する手段を講じ、刺されたり噛まれたりしたときには、各自で初期治療を行う。(ポイズンリムーバーで毒等を吸い出し、石鹼と流水とで十分に洗浄し、冷湿布あるいは専用薬を塗布する) また、隊サイトにおいては、野生動物に荒らされないよう、ゴミ対策をする。

### (6) 火災

①火災にあっては、参加者の身体の安全が優先することを認識する。

②全ての参加者は、火気の取り扱いと火災の防止に万全の注意を払う。

③サイトの炊事場には、必ず消火用の水を備えておく。

④火災が発生したときは、直ちに周囲に伝え応急消火に努め、野営管理部に急報する。

### (7) 塵芥

塵芥は、決められた方法で処理してください。P9 参照。

### (8) 共同施設

キャンプ場内に設けられた給水施設、便所、シャワー室、汚水捨て場などは共同使用施設であることを認識し、お互いに清潔に他の利用者への配慮をして使うことに留意する。

長時間のシャワーは不可とする(使用時間は一人 5 分以内)。これは、待っている者への配慮と同時に浄化槽の処理能力を考慮した措置。隊長は班長会議を通じてその旨を周知する。

シャンプー、リンス等については、環境に優しいものを最小限使用すること。

## 3. 天候対策

### (1) 風雨に対する対策

①風雨に備え、設営前にサイトレイアウトするときから、流水に留意し、地形と水路を確認する。

②張り綱は気象の変化について、絶えず張り具合を考え、調整し補強する。

③個人装備品は常に整理し、濡れないように配慮する。

④台風・豪雨あるいは地震等などによって野営生活が困難になったとき、又は危険が予測されるときは、別に定める「緊急避難・撤退にかかる指針」によって行動する。

⑤大会において使用するテントは、ドームテントであっても、ペグ(ピン)や張り綱により必ず本体を地面に固定すること。

### (2) 雷から身を守る

高萩スカウトフィールドは、雷多発地帯であるため、別紙「雷にかかる指針」を熟読すること。

## 4. 指導者の飲酒と喫煙

参加の手引き「大会期間の成人の飲酒・喫煙について」にも明記されている通り、期間中の飲酒は不可である。また、喫煙は、スカウトの目に留まらない場所に喫煙所を設けて、そこのみで喫煙することとする。

### III 救急・救助活動

キャンポリー参加者の万全を期し、救急及び救助体制を整え傷病者の応急手当を行うとともに、緊急・時対応が速やかに行えるよう必要な体制を確立する。

#### 1. 健康状態の把握

- (1) 隊及び班の安全・危機管理責任者が参加者の健康を管理する。その指導・指示の下で、疾病予防のための健康チェックを毎日行う。各個人単位、班単位、隊単位の3つのレベルでおこなう。
- ①個人単位では、参加者ひとりひとりが、検温・睡眠・食事・排泄・その他の体調・気力・楽しんでいるか等、毎日自己診断して記録するようにスカウトに指導する。
- ②班単位では、班長あるいは班の健康担当が班員の健康状態の把握に努めるようにスカウトに指導する。班員の健康チェック表を毎日作成し、食欲や顔色なども観察、記載するよう にさせる。
- ③隊単位においては、隊の健康担当指導者は、個人・班単位のチェック表を見るだけではなく、五感をフル動員して、スカウト達の顔色、表情、言動、楽しんでいるか等を観察する。

#### 2. 各種疾病予防対

指導者はスカウト書籍「救急法～野外活動における応急手当～」及び「安全・危機管理ハンドブック(平成 30 年版 BS 茨城県連盟)」を必ず読んで十分な知識を得、万一に備える。以下に予想される疾病的対策の一部を記す。

##### (A) 日射病・熱中症

特に水分補給は、個人で隨時飲むことと、休憩時に全員に一斉に飲ませることを併用する。塩分も積極的にとる。スポーツドリンク の塩分は意外と少ない。経口補液療法(ORT) として、水 1 リットルに食塩小さじ 1/2 と 砂糖大さじ 3 を混ぜてドリンクを作り飲む方法もある。

##### (B) 皮膚疾患

日焼け、靴擦れ、あせも、湿疹等の皮膚疾患は発生しやすい。日焼けは特に予防が肝心。日焼け止めを USED し、炎天下では肌の露出に注意させる。帽子はハットがベストだが、キャップであればタオルで耳・頸(うな

じ) を保護させるよう徹底する。水抱・痛み・発赤がひどい場合は救護所に受診すること。

##### (C) 食中毒

食中毒予防の三原則は、食中毒原因菌を「付けない、増やさない、生かさない」。トイレ後、調理前、食事前の手洗い、手指消毒は徹底させる。また、食材は使い切り、持ち越さないこと。高熱に耐える芽胞を作る菌もあるので、加熱したからといって、長時間おいてから食べるには厳禁とする。食器・まな板はアルコールで消毒する。

##### (D) 害虫(蚊)対策について

会場には「蚊」、「蜂」、「アブ」や「ブヨ」がいる。各自で、虫さされ薬や虫よけ薬を用意する等の対策をすること。

#### 3. 外傷処置

傷口はきれいな水(水道水でよい)で十分に洗うこと。消毒液を使う必要はない。傷を洗うときはビニール手袋をして、砂やトゲなどの目に見える異物は爪楊枝などを使ってていねいに取り除く。

最近の創傷治癒の傾向は、創部の消毒・乾燥は 治癒をむしろ遅らせるといわれている。創部の保護は、傷よりひと周り大きな白色ワセリンを塗った ラップ等を当てる湿潤療法(ラップ療法)が用いられる。浸出液吸収型の紳創膏(FC ワンタッチ パッドとかバンドエイドキズパワー パッド等)を使うのも良い。

#### 4. 薬の投与について

内服薬、外用薬ともに指導者の判断での投薬は原則として行わない。参加者は各自、持病の治療薬、風邪薬、虫除け薬、虫刺され薬、生理用品等を持参し、自己判断で使用できるようにしておく。

#### 5. 救護所への受診について

スカウティングの現場では、必要最小限の応急処置は各隊において行う必要がある。「最小限」の範囲を定義することは難しいが、症状・既往歴・内服薬・アレルギーなどの情報の整理、体温を測る、傷口を洗って清潔なものをあてがっておく、などの初歩的なことは隊で行う。救護所には丸投げしない。

ふつう野外活動では「救護所」はない。指導者であれば、最小限の救急技能は持たなければならない。応急処置の

目安としては、ボーイスカウト救急法講習会で示しているレベルまでは各自で行えるようにしておく。

また、休養が必要な時には、軽症であれば必要に応じて自隊にもどって休養すること、付き添いを確保する…などの基本的な対応をすること。

## 6. 各隊で用意すべき救急品

隊の安全・危機管理責任者、班の安全係は、それぞれに救急セットを用意することとする。救急セットで揃えておくものの例を以下に挙げる。経口医薬品(胃腸薬、風邪薬、頭痛薬など)は、原則として各個人が自分に合ったものを用意し、救急箱に入れないとする。

### 【隊の救急箱】

④応急粒創膏(キズパワーパッドなど)《大小各種》

⑤ラップまたは創部用ドレッシングテープ

⑥滅菌ガーゼ《大小各種》

⑦包帯(伸縮性のものがベター)《大小各種》

⑧包帯止めまたは固定用テープ

⑨テaping用テープ

⑩三角巾《2枚以上》

⑪綿棒

⑫ペットボトル水 500ml 1本以上(洗浄・飲用)

⑬非接触型体温計

⑭ピンセット、毛抜き

⑮爪切り

⑯ハサミ

⑰ビニール袋

⑱プラスチック手袋

⑲手指消毒用アルコール

⑳懐中電灯(ベンライト)および予備電池

㉑使用記録ノート・筆記具

㉒ポイズンリムーバー 他

### 【班の救急箱】

㉓応急粒創膏(キズパワーパッドなど)《大小各種》

㉔滅菌ガーゼ《大小各種》

㉕包帯(伸縮性のものがベター)《大小各種》

㉖包帯止めまたは固定用テープ

㉗ペットボトル水 500ml 1本以上(洗浄・飲用)

㉘ハサミ

㉙ビニール袋

㉚プラスティック手袋

㉛手指消毒用アルコール

## 7. 救護所の設置

参加者の健康管理、傷病者の手当てのために大会本部に救護所を設置する。

救護所は、隊で対応しきれない傷病に対し、必要な対応を行う。また、対応不能の傷病に対して、適切な医療施設に連絡搬送する。

### ●救護所の開設期間

8/8 12:00 ~ 8/11 撤退完了

### ●救護所の対応時間 8:00~20:00

※緊急時は、時間を問わない。

## 7. 救護所における対応

(1) 怪我をした者は、その程度にもよるが、まず隊において対応し、手当を行う。

(2) 隊で対応が難しい傷病者は、隊の成人指導者が付き添って、救護所にて手当てを受ける。

(3) 傷病者の加療のために、近くの病院・医院と連携し、緊急加療体制を整える。

(4) 会場内(場外プログラム含む)で発生した傷病者で、担当医の判断によっては、場外の委託医院に搬送して手当をする場合がある。

## 8. 指導者の受傷予防・疾病管理について

野外活動では、指導者のケガが多く発生している。過去数年間の傷害共済保険の事故データの分析によると、全事故件数の2割以上を指導者の事故が占め、その6割が運動器系のケガ(骨折、捻挫、肉離れ、じん帯損傷、など整形外科にかかるようなケガ)となっている。

また、長期間の野営となることから、高血圧や糖尿病などの持病のある人は症状が悪化する可能性がある。

指導者、特に年配者は、体調を整えた上で参加し、会期中も自己管理を徹底するなど、指導者自身の健康安全管理についても各自で十分注意すること。

## IV プログラム活動

### 1. 安全管理・危機管理と指導

#### (1) 原則と対策

プログラム活動において、事故を生じさせないためには、全ての大会参加者が安全管理・危機管理に係わる注意義務を十分に尽くすことが必要である。

#### (2) 指導者の注意義務

①プログラム運営に係わる指導者は、指導上の注意義務を十分に果たすことが必要であり、施設と用具について事前の点検を行う。

②隊指導者は、参加者の健康状態の把握と行動に関する適切な助言・指導を行う。

③プログラム実施者は、参加者が事故を起こさないよう十分な指導を行う。

### 2. 安全指導の方法

キャンポリーに参加する全ての者に「安全は全てに優先する」「自分の安全は自分で守る」の意味について理解をさせ、安全の確保を習慣化するよう指導し、次の事項について十分理解させる。

① ルールを守る。

② 自分の行動に責任を持つ。

③ 用具の正しい利用。

④ 健康状態の把握。

⑤ 適切な服装と的確な行動。

## V 事故対策

### 1. 事故発生時の一般原則

(1) 事故者に対する処置は受傷の程度に応じて、人命救助、健康保全のための必要適切な処置をとる。

(2) 救護所、消防署、警察等への連絡は、「いつ、どこで、だれが、どうした」を報告し、「今、しなければならない事は何か」の指示を受ける。

(3) 現場の保全と記録を確実にとる。現場写真の撮影、事情聴取、図面の作成、証拠の保全に努めるとともに目撃者の所属・氏名の確認に留意する。

(4) 報告は、事故・災害の状況を上位の管理者へ順を追つて行う。

### 2. 隊長の確認事項

事故者の所属する隊の隊長は、次の事項を確認する。

①保護者(近親者)に、所属団委員長を通して連絡する。

②帰宅を必要とするときは、その手配を行う。

③重大事故に際しては、その保護者(近親者)を現地に向かわせる様手配を行う。

### 3. 事故の処理

#### (1) 事故の報告

事故は、人身・対物の如何を問わず、事故の当事者もしくは事故の発見者が、直ちに、事故者の所属する隊(もしくは、最寄りの大会各部)の安全・危機管理責任者に報告する。

この場合、規定の条文にとらわれる事なく、人命救助を優先させるなど臨機応変の処置をとることが大切である。例えば、事故の軽重により緊急性を判断し、大会本部に所属する担当者に報告し、その後の処置を依頼する等の臨機の処置が必要であり、又は場内連絡用の車輛を借用するなどである。

#### (2) 人身事故

事故が人身に係わる場合は、その事故の軽重を問わず、事故の発生場所で業務に係わる指導者又は安全・危機管理責任者は、救護の処置を施した後、前項の処置をとる。

#### (3) 安全・危機管理責任者の対応

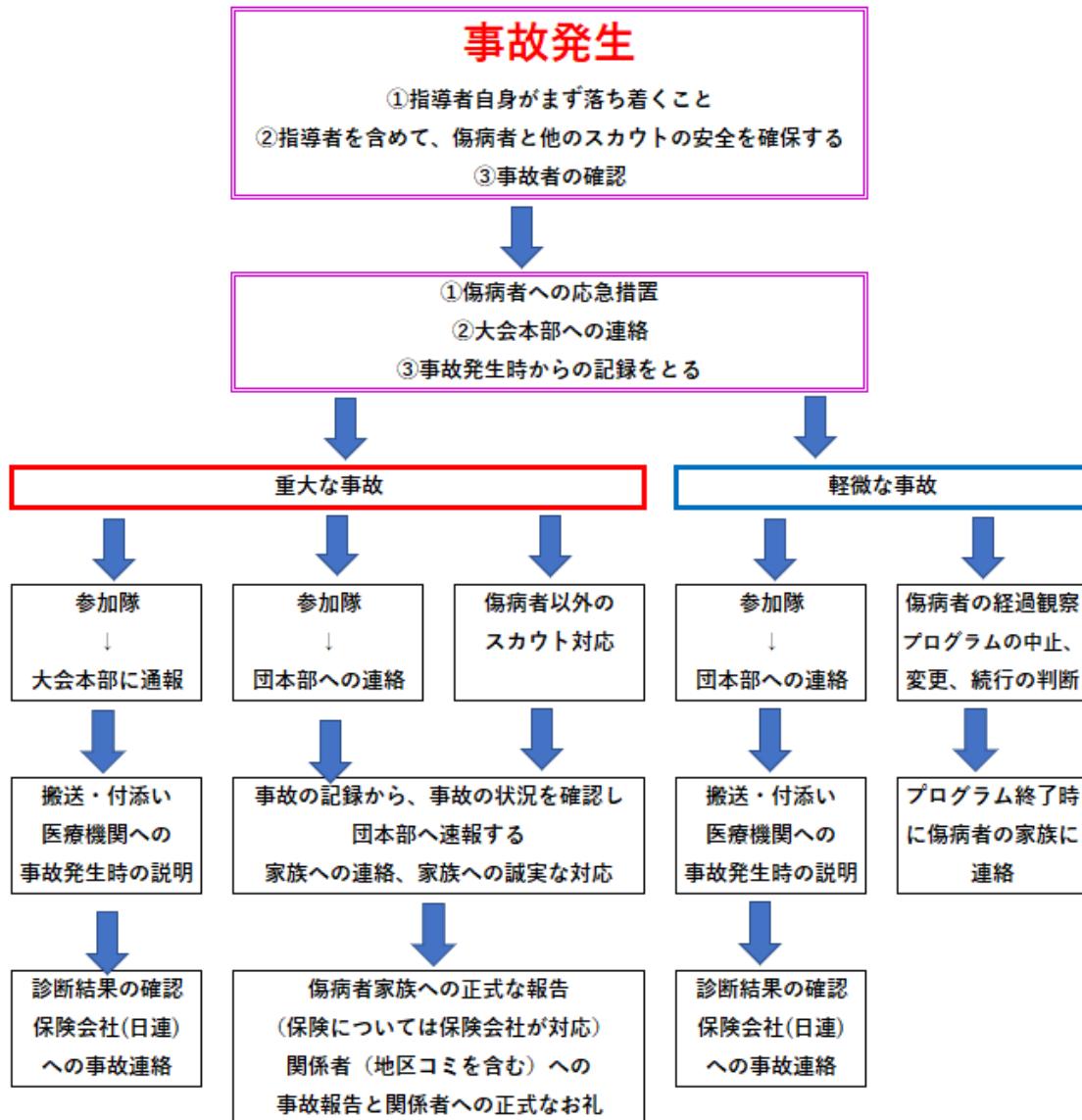
事故の報告を受けた隊の安全・危機管理責任者は、直ちに大会本部(救護所)に事故状況を通報する。

救護所は、直ちに総務部及び安全・危機管理統括責任者を呼び寄せる。また、総務部は時系列に記録をとる。

#### (4) 重症・死亡

発生した事故が重症又は死亡に係わるとき、安全・危機管理統括責任者は、運営本部長の命によって「対策本部」を設置し、必要な処理を行う。

## (5) 事故報告書



総務部は、参加隊及び救護所の協力を得て、事故の内容とその処理、その他事故に関して援助を受けた状況等の具体的な事項を記載した報告書を作成し、大会安会全議の席で伝達して、事故の再発の防止に努める。

対応を求められたら、大会本部に誘導する。

## 4. 外部への情報の提供

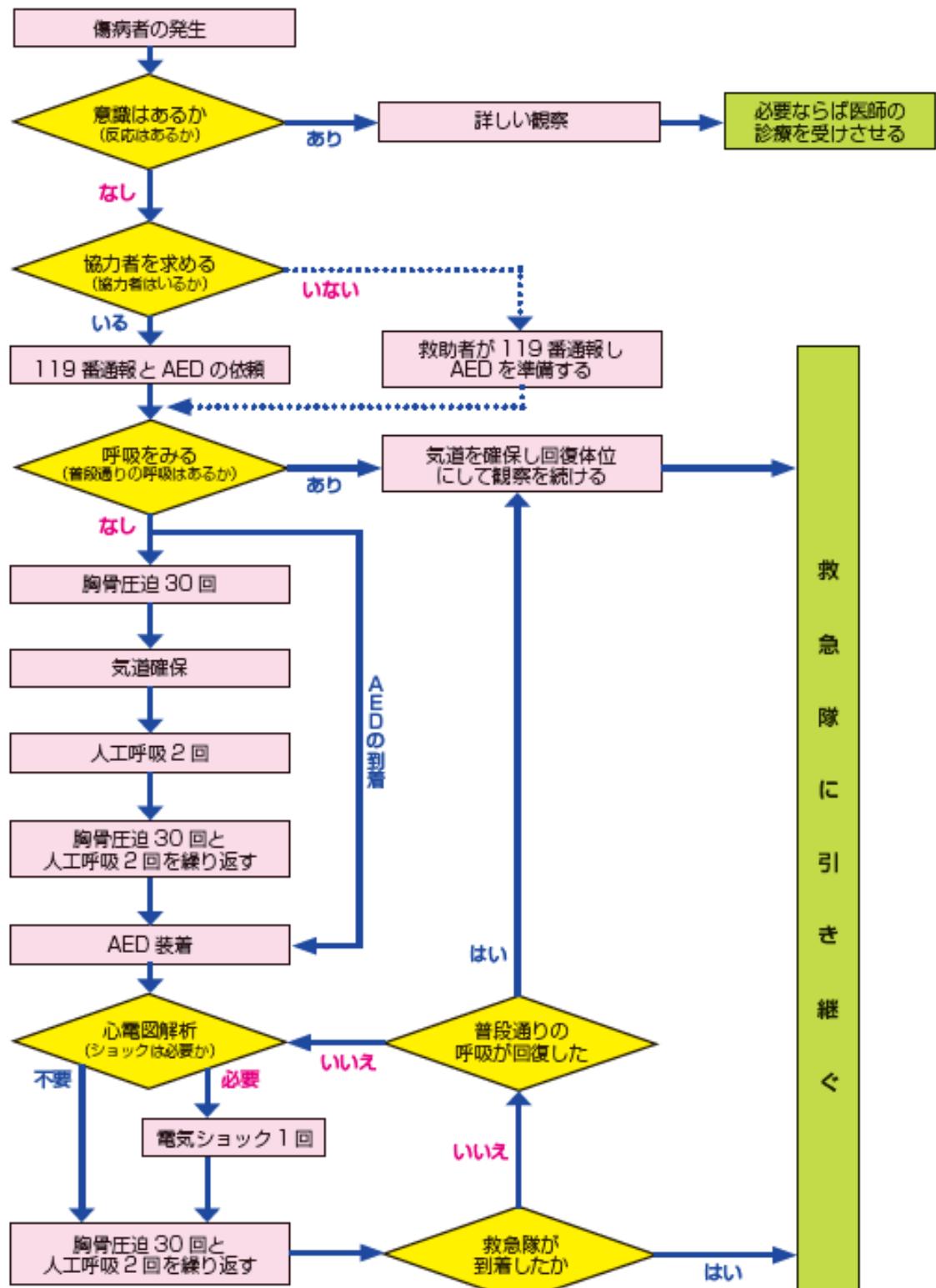
事故に関する部外への発表(警察・行政への連絡、記者会見含む)は、すべて大会本部の安全・危機管理統括責任者が行う。この処置は、誤った情報又は不確実な情報の外部への提供・流出を防止するためものである事を理解し、参加者全員はその言動を厳に慎まなければならない。

重大事故が発生した場合、マスコミが取材に来るが、取材の内容如何に関わらず、参加者は(スカウトであっても)個別に対応(取材を受けること)してはならない。取材者に

## 一次救命処置 (BLS)

処置／対応

判断



# 21ICにおける危機管理の基本方針

## 1. 大会危機管理の目的

21ICにおける危機管理は、「参加者、大会運営スタッフ、来賓、見学者等来場者の生命を守るとともに、様々な危機から守ること」、「スカウトと指導者の信頼関係を維持し、日常の組織・運営を守ること」、「キャンポリーに対する保護者や地域社会からの信用や信頼を守ること」を目的とする。

## 2. 大会危機管理の定義

キャンポリーは、参加者が安心して活動でき、来場者にとって安全な場所でなければならない。

ここでは、危機が起こらないように対処する活動、また、大地震、津波、異常気象、不測の天変地異等による未然に防ぐことが出来ない災害への様々な備えを「リスク・マネジメント」と呼ぶ。危機発生時の対応、そして、既に発生した危機に対して、ダメージを出来るだけ減らし、再発防止に向けた対策等を行う活動を「クライシスマネジメント」と呼ぶ。この

「リスクマネジメント」と「クライシスマネジメント」を合わせて、大会危機管理とする。

危機管理には、平常時に行う「危機の未然防止活動」、「緊急対応の事前準備」、そして「緊急事態発生時の対応」「、危機終息後の対応」等がある。安全管理、セーフ・フロム・ホーム等は危機管理に包括される。

## 3. 危機管理のプロセス

大会の危機管理のプロセスは、次の段階的な対応とする。



## 4. 危機の分類・レベル

### (1) 危機の分類

様々な危機に対して、分類別に対応を定める。

危機分類		レベル	危機の事例
A	自然災害	3	大地震、津波、大規模風水害、異常気象、不測の天変地異等
B	特殊災害	3	大規模火災・爆発、危険物事故、放射性物質事故、ライフラインの事故等
C	緊急対応事態	3	銃乱射、テロ等
D	健康	1~3	感染症、食中毒、医療事故、環境汚染(大気・土壤・水質)等
E	事故	1~2	主会場・場外会場での事故、火災、交通事故、設備・機器の故障・誤動作、不慮の出来事等
F	事件	1~2	業務妨害、威圧行為、盜難、傷害、放火、誘拐、窃盗、詐欺、不審者の侵入等
G	不祥事	1~2	虐待、セクハラ、差別、いじめ、過失・不適切な行為等
H	情報	1~2	個人情報の漏洩、文書紛失、システム障害、コンピューターウィルス、サイバーテロ、不正アクセス、改ざん・消失等

### (2) 危機レベルと対応

被害または社会的影響(程度・範囲)の大きさによりレベルを設定し、レベルに応じた対応を行う。

危機レベル		対処体制
レベル 1	被害または社会的影響の程度が軽微であり、大会で対処できると判断される場合	危機管理者→大会本部危機管理会議
レベル 2	被害または社会的影響が大きいが、大会で対応できると判断される場合	大会本部危機管理会議で必要に応じて対策本部を設置
レベル 3	被害または社会的影響が極めて大きく、社会全体での対処が必要と判断される場合	大会本部危機管理会議で対策本部を設置

## 5. 危機体制

### (1) 大会本部・危機管理会議

大会長、大会長付、副大会長、各部長により構成する。大会長は、必要に応じて構成員により「大会本部・危機管理会議」を開催する。また、必要に応じて関係する隊長を加えて招集する。

### (2) 対策本部(危機発生時)

大会本部・危機管理会議は、緊急事態が発生または発生が見込まれる場合、対策本部を設置する。

### (3) 安全・危機管理者

各部、各隊に安全・危機管理責任者を置き、平常時は安全・危機管理統括責任者と連携して対応を行う。参加隊各班には「安全係」を置く。また平常時、「安全会議」を開催し情報の共有を行う。

会期中は、緊急事態の危機レベルに応じ対策本部が召集され設置される。

## 6. 外部組織への協力要請

外部組織へ協力を必要とする場合は、次の手順を踏むことを原則とする。

○災害時の自衛隊等の要請:

大会本部・危機管理会議 → 県

○救急車・消防車・警察の要請:

関係者 → 安全・危機管理責任者 → 救急・消防・警察

※命に係わる場合は直接要請してよい

## 7. その他の危機管理要素

### (1) 大会中止

①事前の大会中止

事前に大会を中止する必要が生じた場合、大会長と副大会長、大会長付で決定する。中止に伴うリスクは、返金規程等の諸条件の設定をし対応する。

②大会期間中の大会中止・中断

大会長は、次の場合は「大会本部・危機管理会議」を設置し、大会の中断・中止を決定する。

⑦ 天災等により避難を余儀なくされ、大会本部・危機管理会議において、参加者の安全確保が困難であり、キャンプ生活を継続することが危険であると判断された場合。

⑧ その他、大会本部・危機管理会議において、参加者の安全確保が困難であり、キャンプ生活を継続することが危険であると判断された場合。

### (2) プログラムの中止

悪天候・災害等によりプログラムを中止する必要がある場合、大会長と安全・危機管理統括責任者、行事部長が協議の上決定する。

### (3) 緊急退避(避難)

台風による暴風雨、地震、津波等の自然災害により、緊急退避を必要とする場合、危機レベルに応じ対策本部で協議のうえ決定する。

#### (4) 安全対策

「安全・衛生管理・救護の指針」「緊急避難・撤退にかかる指針」「雷にかかる指針」を作成し示す。

#### (5) キャンポリー参加者の対応例

参加隊においては、キャンポリー参加者の出発から帰宅まで、それぞれの場面を想定した危機管理を行う。

- ・出発から帰宅までの移動:交通事故、急病等
- ・期間中:健康管理(感染症、アレルギー、食中毒等)、事故、事件(不審者侵入、器物 破損、喫煙、飲酒、薬物乱用、深夜徘徊、無断帰宅等)他

### 緊急避難・撤退にかかる指針

#### 1. 緊急避難・撤退の方針

台風・豪雨・地震等の天災によって、キャンプ生活が困難となり、参加者の安全を図る必要が生じたときは、大会長は緊急避難を発動し、大会長は、この方針に従って、手配済みの施設等への避難、もしくは撤退を実施する。

#### 2. 大会中止の方針(大会期間)

大会長は、次の場合は「大会本部・危機管理会議」を設置し、大会の中断・中止を決定する。

- ⑦ 天災等により避難を余儀なくされ、大会本部・危機管理会議において、参加者の安全確保が困難であり、キャンプ生活を継続することが危険であると判断された場合。
- ⑧ その他、大会本部・危機管理会議において、参加者の安全確保が困難であり、キャンプ生活を継続することが危険であると判断された場合。

#### 3. 情報収集

大会長は、安全・危機管理統括責任者と協働して常時気象全般に関する情報を収集し、台風・豪雨・地震等の襲来を早期に予知することに努め、必要に応じて参加者(スカウト・奉仕者とも)に注意報、警報を発する。自然災害の襲来に際しては、野営管理部長はキャンプ生活状況の把握に努め、大会長の決定を助ける。その他の危険に関して、大会長は、安全・危機管理統括責任者と協働して、情

報を収集し、参加者の安全確保に努める。

#### 4. 緊急措置の発動

緊急措置の発動は、大会本部・危機管理会議を経て大会長が決定する。緊急措置が発動された場合は、決定に基づき、大会本部・危機管理会議は、緊急措置に伴う諸般の事項を一元的に処理する。

#### 5. 緊急避難の場所

避難場所は、新平荘・スカウトホールとする。

#### 6. 避難経路の安全確保

避難経路の安全に関しては、予め安全・危機管理統括責任者と安全・輸送部が協働して確認しておく。避難誘導は安全・輸送部が統括する。

#### 7. 退避に際しての行動指針

- ①避難の指示が出たら、参加者(スカウト・奉仕者とも)は時間の許す限りキャンプサイトを整理し、寝具・食料・個人携行品を取り纏め、指示された避難経路により徒步で速やかに移動する。隊指導者は、これらの装備に加えて、用意した「非常食」を持って移動する。
- ②大会本部、及び参加隊では必要最小限の成人指導者が残りし、資材等の監視を行う。
- ③移動に際しては、安全・輸送部の指示に従う。
- ④避難先では、担当副大会長の指示に従う。
- ⑤避難先における食料は、施設資材・配給部が担当するが、その準備が整うまでは、隊で持参した非常食を活用する。

## 8. 避難時の安全管理

- ①基本的に大会本部の指示によるが、自分の安全は自分で確保することを原則とすることは変わらない。
- ②隊、大会本部各部署の安全・危機管理責任者は、対策本部との連絡を密にし、担当する参加隊、各部署における危険の排除に努める。
- ③大会本部は、「対策本部」を設置し、引き続き危険の度合いを評価し、大会の安全な継続あるいは縮小・中止の情報を収集する。

●大会本部・危機管理会議	●大会本部会議
①大会長(安全・危機管理統括責任者)	①大会長
②本部長・副本部長	②本部長・副本部長
③大会長付(事務局長・県コミ)	③大会長付
④各部長	④各部部長
●対策本部	●避難所までの誘導
①大会長(安全・危機管理統括責任者)	○安全・輸送部が統括し、大会本部各部がそれを支援
②本部長・副本部長	●避難所の運営
③総務部長	大会長(安全・危機管理統括責任者)が指揮
④野営管理部長	→事務局長(資金措置)
⑤安全・輸送部長	→総務(避難所運営)
⑥事故者の属する安全・危機管理責任者	→施設資材・配給(非常食確保)
●安全会議	→安全・輸送(救護所設置)
①安全・危機管理統括責任者	(引率統括)
②各隊安全・危機管理責任者	●会場対応(残留)チーム
③各部・危機管理責任者	②副本部長
④大会長付	○富田野営管理部長、 ○熊谷行事部長 野営管理部(一部) 行事部(一部)

## 雷にかかる指針

### 1. 雷の性質

- ④大気が不安定の時に、上昇気流によって積乱雲が発生する。
- ⑤積乱雲がもくもくと成長するのが見える場合は、まもなく落雷の危険が生ずる。
- ⑥雷鳴が、かすかにでも聞こえ始めたら、既に落雷の危険がある。
- ⑦雷は雨の降り出す前に発生し、同時に落雷も始まる。
- ⑧落雷の危険は、雷雲が消滅するまで継続する。

### 2. 予報・注意報の利用

- ⑨テレビなど天気予報で「大気が不安定」との言葉が出れば、雷の発生が予測される。
- ⑩スマートホン等で、ネット上から気象庁の雷予報・注意報や東京電力の「雨量・雷観測情報」をチェックし、雷雲の進行方向を予測する。
- ⑪雷注意報が出発前から出ているときは、逃げ場のほとんど無い山行やハイキング、森林内のキャンプ、川釣りなどは中止するか、安全なコースに変更する。

### 3. 雷接近の事前避難

雷鳴が聞こえたときは、すでに落雷の危険域に入っている。厚い雲で暗くなったり、積乱雲の成長を見つけたときは、既に逃げ遅れてしまった可能性が大きい。

激しい降雨が始まつてからの退避は、完全な逃げ遅れである。(人間の感覚では、雷の危険域は認識できない)。

### 4. 雷遭遇時の緊急避難

緊急避難時に知っておくことは…

- ⑨樹木(小枝や葉先を含め)の4m以内に近づかない。「木のそばへの避難は自殺行為」である。
- ⑩絶対に傘を差さない。(20cmの高さの差が生死を分ける)
- ⑪ストック・ポールなどの長いものは、素材に関わらず、体から離して地面に寝かせる。
- ⑫ゴム長靴、ビニールレインコートなどは身に着けても落雷に対して全く無効。
- ⑬金属類は、そのまま身に着けておいても雷を引き寄せない。身に着けた金属類を気にする前に安全度の高いところに1秒でも早く逃げる。

※従来、金属が雷を引き寄せるので、体から外すと言っていたが、これは全くの誤り。落雷時に、人体より電流の流れやすい金属周辺の皮膚に軽度のやけどは負うが、雷電流の多くが金属内を流れるだけ人体内の流れが減り、生存確率が高くなる。

⑭低い姿勢を取るときは、図3のように寝そべらず、「雷しゃがみ」の姿勢をとる(足を広げておくと、落雷時に地面を流れる誘導電流が体内を流れ、負傷する)。決して手を突いてはならない。

⑮落雷の後、次の落雷までの「安全時間」はない。

④落雷の起きた直前 地電位変化で、「口中に異常な味」がしたり、毛髪の逆立ち、皮膚のびりびりを感じることがある。

## 5. 落雷に対して安全・危険な場所

①十分に安全な場所(ここに避難する)

- ・鉄筋コンクリート、戸建の本格的木造建造物の内部では、壁面から1m以上はなれる。
- ・アンテナ、テレビ、無線機等からも2m以上距離を置く。
- ・電灯線、電話線と共に繋がる電子機器類、ガス栓、水道蛇口、柱、天井、壁からも1m以上の距離を置く。
- ・携帯電話、電池で駆動する電子機器はそのまま使用できる。
- ・山では、十分張り出た岩陰、洞穴の奥などが安全、ただし酸欠に注意。

⑤比較的安全な場所(5%以内の危険性がある)。

- ・高さ5~30mの樹木の保護範囲(図1)。
- ・張り出している葉や小枝の先から必ず4m以上離れる。
- ・樹木の頂上を見上げる角度が45度以上の場所。
- ・高さ30m以上の樹木の保護範囲(図2)。
- ・葉や小枝の先端から必ず4m以上離れる。(送電鉄塔では2mでよい)
- ・樹木から30m以内の位置(仰角は関係ない)。
- ・橋の下、乾いた窪地や溝。姿勢は「雷しやがみ」。伏せてはいけない。

⑥安全性の低い場所

林や森の中で木がまばらな場所、湿った窪地や溝、避雷針設備のない山小屋、トタン屋根の仮小屋、あずまや、何れも柱や壁から出来るだけ離れる。姿勢は前述のとおり。

⑦危険な場所(即座に離れ、腰をかがめて出来るだけ低い姿勢で移動する。)

- ・高さ5m未満の樹木、岩の範囲は、保護範囲が無く、側撃雷による死亡事故が多い。
- ・林や森の中は保護範囲の目測が不可能のため、4m離れる余地が無い時は、少なくとも2m離れる。テントの中はポールに落雷し、側撃電流が襲う。
- ・樹木の間に張ったビニールシートの下で雨宿りは、厳禁。

・屋根が布またはビニール製ほろで出来ている自動車・列車 オープンカー、ゴルフ場のカート、ほろで覆ったトランクの荷台は危険。

・山頂、尾根上は特に危険なので、これより低い側壁の岩棚上や岩の底の下に隠れ、側壁からできるだけ離れ、図3の「雷しやがみ」姿勢をとる。

・落雷が多発して逃げられない場合や、側壁が急峻で岩棚等も無く降りられない場合、堤防の上、河川敷、田畠、海岸・海上・湖上(水泳・サーフィン・ボート・水上オートバイ、避雷針のないヨット・漁船)、グラウンド、テニスコート、ゴルフ場、屋外プール、屋根のない観客席には、図3の「雷しやがみ」姿勢をとる。地上に伏せると身体内を誘導電流が分流し、死亡事故に繋がる。

## 6. 避難の解除

雷警報器がない場合は、雷鳴が聞こえなくなり、雷光が見えなくなつてから、30分以上経過してから、避難場所からの移動を開始する。

## 7. 雷被害者の救助

落雷の被害者は電気をためておらず、救護者が手を触れても感電しない。

## 8. 落雷で動けなくなった人が出たら

①真っ先に、脈拍と呼吸を調べる。

②脈拍と呼吸が止まっている場合 絶対、諦めてはいけない

図1

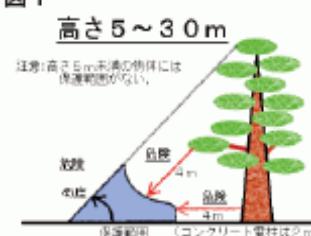


図2



い。直ちに心肺蘇生法(日本赤十字社冊子)を実施する。(救急車の到着を待つ余裕はない。)

(心臓マッサージと人工呼吸を交互に繰り返す。) 心肺蘇生で一番蘇生しやすいのが、雷に撃たれた時であることを憶えておく。

③脈拍と呼吸があつても意識を失っている場合、肩の下に高さ10cmくらいのものを当てて頭を下げて気道を確保した上で救急車の到着を待つ。

④意識がある場合鼓膜が破けて耳が聞こえない場合がある。被害者がパニックに陥らないよう落ち着かせて、救急車の到着を待つ。

「山で雷にあつたら」

<http://jac.or.jp/images/yama-dekaminari.pdf> より引用

#### ■雷しやがみの姿勢

- ①頭を下にかがめる(できるだけ姿勢を低くする)
- ②両手で耳をふさぐ
- ③足の両かかと同士を合わせる
- ④つま先で立つ(かかとを地面から浮かせる)

※③&④が重要なポイント 両足のかかとを合わせる(付ける)

理由は、万が一、雷の電気が足から進入しても上半身まで流れないように、片足から反対側の片足へ、Uターンさせて流し返すため。また、つま先で立つ理由は、地面との接点を可能な限り小さくして、電気の侵入を最小にするため。

●リュックサックなどの荷物は、地面に下ろす。できるだけ姿勢を低くすることが大切だが、腹ばいになるのは地面との接地面積が大きくなるのでNG。また、数人でいる場合は、お互いが 30m は離れた方が良いとされている。

●アメリカでは、学校や家庭で「雷しやがみ」を子供に教える際に、この体勢を誰が一番保てるのかゲームをして学ぶそう。

#### ●「髪の毛の根元

が立ってくる」  
「肌の表面がチ  
クチクしてくる」な  
どは、落雷の兆  
候。すぐ「雷しや  
がみ」の姿勢をと  
るように心がけ  
る。



## 医療機関に引き継ぐまで

